

Nihombashi Corporation

Certified Public Accountants

監査法人日本橋事務所

監査品質に関する報告書



www.nihombashi.or.jp

目次

当監査法人の概要	1
統括代表社員からのメッセージ 基本理念、行動規準	2
I. 当監査法人に係る監査業務等の概況	3
1. 当監査法人の目的及び沿革	
2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別	
3. 業務の内容	
4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況	
5. 日本公認会計士協会の品質管理レビュー等に関する事項	
6. 他の監査事務所等との業務上の提携に関する事項	
II. 当監査法人に係る構成人員の概況	11
1. 社員の数	
2. 構成人員の内訳	
III. 当監査法人に係る組織体制の概要	12
1. 全般体制	
2. 社員会	
3. 品質管理委員会	
4. 審査委員会	
【組織体制図】	14
監査ホットライン	15

当監査法人の概要

名 称	監査法人日本橋事務所 (法人番号：3010005003903)
所在地	〒103-8283 東京都中央区日本橋三丁目2番9号 三晶ビル7階 TEL：03-3274-5041（代表） （第一監査室）TEL：03-3274-5837 FAX：03-3274-2600 （第二監査室）TEL：03-3274-5045 FAX：03-3281-1483 URL: http://www.nihombashi.or.jp E-mail: info@nihombashi.or.jp
代表者	統括代表社員 梅 林 邦 彦 副統括代表社員 小 倉 明
業務内容	① 上場企業、株式会社、学校法人及び公益法人等の 財務書類の監査証明業務 ② 未公開企業の株式公開サポート業務 ③ その他財務書類の調整、財務に関する調査・立案、 相談業務

統括代表社員からのメッセージ

基本理念

公認会計士監査は、我が国経済の健全な発展を支える重要なインフラの一つであり、財務情報の信頼性確保に対する社会のニーズは、一連の粉飾決算事件や、有価証券報告書の虚偽記載事件の発生等を契機にますます高まってきております。

公認会計士及び監査法人の使命は、会計及び監査の専門家として、独立した立場において、監査を中心とする保証業務等を通じ、企業等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に貢献することにあります。

当監査法人は、所員一人一人が会計プロフェッションとしてこのような社会的使命を自覚し、職業的専門家としての責務を全うし社会的要請に応えることができるよう、独立性及び品質管理に関する行動指針を遵守しながら確固たる目標をもって専門業務に努めると共に、クライアント様への監査を中心とする保証業務等の提供及び会計プロフェッションとしての行動を通じて、資本市場の活性化に奉仕することを経営の基本理念としております。

行動規準

当監査法人においては、所員一人一人が会計プロフェッションとして使命を全うし、提供する全ての業務において高品質なレベルを維持できるように、是々非々の議論が自由に出来、かつ風通しの良い組織であるための遵守すべき行動規準は、次のとおりであります。

- 不断に誠実かつ公正であること
- 日々専門能力の向上研鑽に努めること
- 組織人として対話と連携を図ること
- 自尊かつ謙虚であること
- 品位と礼節を保持すること

I. 当監査法人に係る監査業務等の概況

1. 当監査法人の目的及び沿革

当監査法人は、昭和 27 年創業の個人事務所を基軸に昭和 44 年、監査法人日本橋事務所として創設されました。設立登記は、昭和 44 年 8 月 27 日です。爾来、定款第 1 条に定める監査証明業務に専心してまいりましたが、平成 19 年 5 月、定款第 1 条に第 2 項を新設し、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務を監査法人の目的に加え現在に至っております。

監査法人設立以来、合併や名称の変更はありませんが、東京駅八重洲口再開発計画に伴い、平成 16 年 7 月に主たる事務所の所在地を東京都中央区八重洲一丁目 3 番 8 号から現在の住所に変更いたしました。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当監査法人は、無限責任監査法人です。資本金は 3 千万円です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

直近の事業年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）は、金融商品取引法等に基づく監査証明業務の円滑、かつ、効率的な実施をさらに図るとともに、業務の品質管理を充実・強化するための監査担当者の研修等を実施いたしました。この結果、今年度も堅調に監査証明業務を執行することができました。

なお、非監査証明業務については受嘱の規模が著しく小さいので監査証明業務に特段の影響を与えることなく前会計年度並みに執行することができました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

直近の事業年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）に新たに開始した業務等、特記すべき重要な事項はありません。

なお、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 21 日付で関東財務局長より経営革新等支援業務を行う者としての認定を受けております。

(3) 監査証明業務の状況

当監査法人が関与している被監査会社等の状況は、次のとおりです。

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

種 別	被監査会社等の数	
	総 数	内大会社等の数
①金融商品取引法・会社法監査	18 社	17 社
②金融商品取引法監査	1	0
③会社法監査	23	1
④学校法人監査	2	0
⑤労働組合監査	0	0
⑥その他の法定監査	2	0
⑦その他の任意監査	11	0
計	57	18

(注) 大会社等とは公認会計士法第 24 条の 2 に規定する会社であります。

公認会計士法上の大会社等に該当する被監査会社数の内訳は、次のとおりです。

第一部上場会社	10 社
第二部上場会社	4 社
JASDAQ 上場会社	3 社
非上場会社	1 社
計	18 社

直近の二事業年度に係る収入総額に占める監査証明業務の割合は、いずれも 9 割以上であります。

(4) 非監査証明業務の状況

当監査法人の定款第 1 条第 2 項に基づく非監査証明業務は、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務であります。

非監査証明業務への関与については、専門家としての専門知識及び経験の蓄積並びに判断力の涵養に資するものと考えておりますが、職業倫理及び独立性の遵守に影響を及ぼさず、かつ高品質な専門業務提供が出来る範囲での受嘱に限っております。

直近の事業年度における非監査証明業務の受嘱は、当監査法人が監査業務を中心にした運営を行っているため、それに付随したものが主となっており、その収入規模は、全体の収入に対して 1 割未満であります。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新に関する意思決定、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査業務に係る審査等のそれぞれの過程において品質管理のシステムを適切に整備し、運用しております。また、関係する法令の遵守を徹底するため、当事務所内でのチェック体制を整備し、運用しており、当事務所関係者の法令違反等については、広く情報提供を求めるため、電子メール及び郵送によるホットラインを設置しております。

品質管理システムの整備及び運用に関しては、品質管理担当責任者及び品質管理担当者により構成される品質管理委員会が所管しておりますが、統括代表社員が最終的な責任を負っております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

【基本方針】

当監査法人は、監査業務における品質を合理的に確保するため、「監査に関する品質管理基準」及び「監査における不正リスク対応基準」等に準拠して、「監査の品質管理規程」等を制定し、監査業務の基本規程としております。

① 独立性の保持のための方針の策定

当監査法人及び監査実施者が監査業務に係る職業倫理の遵守を合理的に確保するため、誠実性、公正性、専門能力、正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動を内容とする規定を定め、全ての専門要員（監査実施者）にその遵守を求めると共に、遵守状況を確認しております。また、独立性の遵守を合理的に確保するため、全ての専門要員（監査実施者）から、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書を入手する等、独立性の保持の状況を確認しております。その他、独立性に対する脅威を軽減または除去するために適切な措置を講ずる体制を整えると共に、監査業務の主要な担当者に対して法令及び倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

② 監査契約の新規締結及び更新

監査契約の新規締結または既存の監査契約の更新に際しては、関与先の状況、当監査法人の規模及び組織、能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況、利害関係、過年度監査業務実施中の把握事項並びにその他重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務を実施することができるかを判断しております。監査契約締結の適切性に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、その内容及び重要性の程度により監査契約の辞退の原因となるか慎重に検討及び判断しております。また、新規契約の全件及び一定の要件に該当する契約更新の場合には、審査委員会の審査を受けることとしております。

③ 専門要員（監査実施者）の採用、教育・訓練、評価及び選任

当監査法人は、専門要員（監査実施者）として監査業務を遂行するのに必要な能力と適性を高める資質を備えた誠実な人材の採用に努めております。

教育・訓練については、「教育・研修プログラム」に従い、新人研修を初めとしてキャリア・経験年数に応じて、職業専門家としての定期的な教育・訓練・研修を実施しております。また、監査の現場においては業務執行社員及び幹事・主査（インチャージ）により、監査チームメンバーへ具体的かつ詳細な監査実施の手順・方法に関して積極的に指導（OJT）を行っております。

専門要員（監査実施者）の評価については、社員及び専門職員（スタッフ）の職階別に、誠実性や公正性、品質管理及び職業倫理の遵守状況、意欲と担当業務の遂行状況、専門知識の習得状況等を各個別の考慮要素とする人事考課表に基づいて年 1 回定期的に人事考課を実施しております。専門職員（スタッフ）に対しては偏見偏向が無いように原則として複数の社員により実施しております。特に社員に対しては、社員相互間及び公認会計士の専門職員（スタッフ）により人事考課が実施されるマルチ評価方式を採用しております。これらにより人事考課の公平性・公正性を確保しており、モチベーションに資するものと位置付けております。

報酬・昇進に際しては、当該人事考課の結果に基づき、社員からの意見を踏まえ総合的な判断により代表社員が決定しております。

監査責任者（業務執行社員）及び監査チームメンバーへの選任に関しては、その責務を果たすのに適切な能力、知識、適性、経験、独立性及び権限並びに業務遂行に十分な時間を確保できる者であることを考慮要件としております。特に意欲及び積極性については、重要な要素としております。

④ 監査業務の実施

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保できるように、日本公認会計士協会から公表された委員会報告等を参考とした監査業務の実施に関する監査マニュアルや監査手続書等を作成し、これに準拠することとしており、監査の実施、監査チームメンバーへの指示、監督及び査閲、監査調書の記録・保存等が合理的に遂行され、監査業務の品質の確保と共に有効性及び効率性も確保されております。

各個別監査業務においては、指定された監査責任者（業務執行社員）を中心に監査チームが構成され、職業的懐疑心を保持して、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価を行い、このリスクに適切に対応するリスク対応手続を立案する等の的確な監査計画を策定し、これに基づき内部統制運用評価手続及び実証手続を実施することにより、十分かつ適切な監査証拠を入手し、監査意見形成の基礎としております。このプロセスにおいては、監査チーム内の自由な討議や、PC（パーソナルコンピュータ）を活用して電子データの分析（仕訳テスト、ベンフォード分析等）、再計算、事例検索、文書作成、及びデータ交換・蓄積・保存等も効率的に行っております。さらに、退職給付の年金数理計算や複雑な情報システム等の専門性のある特定分野に対する対応手続については、高度な専門的知識やスキルが必要とされる場合があります。また、当監査法人の人員構成の関係上、監査責任者（業務執行社員）が監査現場に直接出向くことが通常であることから、被監査会社の経営者、監査役等、内部監査部門及び財務部門を初めとした会社関係者との間において、被監査会社の事業・経営の状況のみならず、監査上のリスクや監査環境の変化、監査品質の向上等についても十分かつ深度あるコミュニケーションを実施しており、必要な情報交換及び意見交換を行っております。

専門的な見解の問合せに関しては、監査業務において、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項がある場合には、監査事務所内外の専門的な知識及び経験等を有する者との協議などを通じ、専門的事項に係る見解を得ることとしております。

監査上の判断の相違に関しては、監査上、専門要員（監査実施者）間、専門的見解の問合せ依頼者と助言者との間、監査責任者（業務執行社員）と監査業務に係る審査委員会との間に判断の相違が生じた場合には、早期にその相違を識別し、品質管理委員会も加わった協議を行い、解決することとしております。

監査業務に係る審査に関しては、当監査法人は、すべての監査業務について、監査計画及び監査意見表明に関しては必ず、また、新規の監査契約締結等一定の場合には、審査を受けることを義務付けております。

⑤ 品質管理システムの監視

当監査法人は、品質管理の担当者により構成される品質管理委員会を設置し、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施しております。品質管理の監視の実施者は、社員の中から選定された品質管理委員とスタッフにより構成され、品質管理チェックリスト等により品質管理システムの整備状況の適切性及び運用状況の有効性につき評価を行っており、不備な部分があれば早急に適切な是正措置を採ることとしています。

⑥ 不正リスク対応基準

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、①不正リスクに対応した品質管理、②監査契約の新規の締結及び更新における不正リスクの考慮、③不正に関する教育・訓練、④不正リスクに対応した監督及び査閲、⑤不正リスクに関連して監査事務所内外からもたらされる情報への対処、⑥不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合等の専門的な見解の問合せ、⑦不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合の審査、⑧監査事務所内における監査実施の責任者の間の引継、⑨監査事務所間の引継、⑩不正リスクへの対応状況の定期的な検証、等の整備運用を行っております。

⑦ 不服と疑義の申立て

専門要員（監査実施者）は、各業務等に関して法令・基準等への違反・抵触や不当な干渉等が疑われる場合に、不服と疑義の申立てとして不当な取扱いを受けることなく品質管理委員会へ当該報告（内部通報）ができる制度を設けております。当該報告があった場合は、品質管理委員会は報告された内容について必要な分析・調査を行い、適切な是正措置を採ることになっております。

⑧ その他

当監査法人は、上記の他、監査事務所間の引継、共同監査、インサイダー取引規制、情報セキュリティ等に関しても規程を設け、遵守しております。また、これら品質管理については、内部統制監査、中間監査及び四半期レビューにも準用しております。

5. 日本公認会計士協会の品質管理レビュー等に関する事項

(1) 日本公認会計士協会による品質管理レビューについて

- ① 直近では平成 29 年 11 月末から 12 月初めに品質管理レビューが実施されており、その実施結果として、平成 30 年 3 月付「品質管理レビュー報告書」及び「改善勧告書」を受領しております。その内容は、監査事務所（全般的事項）及び個別監査業務のいずれについても「限定事項のない結論」であり、また、これに基づく措置は受けておりません。
- ② 上記に係る品質管理レビュー実施結果に関する改善状況を確認する「フォローアップ・レビュー報告書」は受領しておりません。なお、フォローアップ・レビューは、平成 30 年度中に実施される予定であります。

(2) 金融庁公認会計士・監査審査会による検査について

平成 27 年 6 月 29 日（※）以後に検査結果通知書は受領しておりません。

なお、直近では平成 24 年 8 月、9 月に立入検査が実施されており、平成 24 年 10 月 29 日付「検査結果通知書」を受領しております。その後、平成 25 年 8 月 29 日付報告徴収命令があり、検査結果後の対応に関する改善状況の報告及び関係資料の提出等を行い、平成 26 年 7 月 3 日に当該事務を終了する旨の通知を受領しております。これらにおいて、特に問題となった重要事項はありませんでした。

※ 監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」の改正により、同日以後受領した品質管理レビュー結果等の伝達が要求事項（第 15 - 2）になっております。

6. 他の監査事務所等との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

Baker Tilly International

Baker Tilly International は、英国ロンドンに本部を置く、英国大手会計士事務所の Baker Tilly が母体となり組織された国際的会計事務所のネットワークであります。

現在、アジア 25 ヶ国を含め世界 137 ヶ国に展開しており、数ある会計事務所ネットワークの中において、世界第 8 位、またアジア地域においては第 7 位の規模を誇っております。

Baker Tilly International は、幅広い業種及びビジネスに精通した各国の会計、税務及びコンサルティングなどの専門家（会計事務所、税理士事務所、コンサルティング会社など）により構成されており、各国のそれぞれ独立したメンバー・ファームの相互協力を通じて、多様化したクライアント様のニーズに対し、常に高品質のサービスを提供することを理念としております。また、監査業務のクライアント様に対しては、長期的な視野の下、高品質な監査サービスを継続的に提供すると共に、多様なニーズに対して積極的に対応し提案することも基本方針として掲げております。

特に、国際的に事業展開しているクライアント様に対しては、国際財務報告基準（IFRS）に準拠した連結財務諸表に対するグループ監査など、世界 137 ヶ国のメンバー・ファームが国境を越え、各国のリソースなどを最大限に活用することにより、高品質の国際的業務サービスが提供できる体制を心がけております。

監査法人日本橋事務所は、Baker Tilly International に加盟する独立したメンバー・ファームであります。

(2) 提携を開始した年月

平成 26 年 8 月 5 日

(3) 業務上の提携の内容

独立会計事務所として自主性を確保しながら高品質な専門業務提供に資する、相互協力及び情報交換を図ること等を内容とする提携関係であります。

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

国際的なサービス提供及びサービス品質の向上を企図したネットワーク加盟社間での情報交換並びに相互の専門サービス及び新規顧客情報の提供等であります。

II. 当監査法人に係る構成人員の概況

1. 社員の数

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

公認会計士	特定社員	合計
12 名	—	12 名

2. 構成人員の内訳

当監査法人に所属する公認会計士等の構成人員の内訳は、次のとおりです。

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

区分	公認会計士	公認会計士 試験合格者等	その他	計
代表社員	2 名	—	—	2 名
社員	10 名	—	—	10 名
職員	15 名	5 名	18 名	38 名
計	27 名	5 名	18 名	50 名

- (注)
1. 公認会計士試験合格者等には会計士補が含まれております。
 2. その他には、米国公認会計士試験合格者及び公認会計士試験科目合格者が含まれております。
 3. 職員数は、常勤者及び非常勤者の合計数であります。

IV. 当監査法人の組織体制の概要

1. 全般体制

当監査法人には、最高機関として社員会有り、代表機関として統括代表社員及び副統括代表社員が選定されております。業務組織としては第一監査室及び第二監査室の二つの監査部門となっており、部門内の各個別監査業務については代表社員により指定された監査責任者（業務執行社員）が執行機関となっております。また、監査の品質管理全般を所管する品質管理委員会及び個別監査業務に係る審査を担当する審査委員会が設置されております。情報セキュリティ及び IT 業務を担当する情報セキュリティ管理者は、品質管理委員会の指揮・監督下において管理業務を行っております。

なお、社員は、全般的な監査の品質管理に関わりを持つように、社員全員が品質管理委員又は審査委員のいずれかに就任することとなっております。また、専門職員（社員以外の監査実施者）の中から、品質管理業務又は審査業務を補助するスタッフ数名を選任し、当該業務に従事させており、個別監査業務以外における広範な実務経験を積める体制を取っております。

当監査法人の組織体制の概要を図示すると後記「組織体制図」のとおりであります。

2. 社員会

当監査法人は、公認会計士法の規定に基づき設立された、無限責任社員により構成される監査法人であります。社員は、専門的知識、適切な能力と判断力、実務経験及び職業倫理等を兼ね備えた専門職員（公認会計士）の中から代表社員の推薦により社員会決議により選任されております。

最高意思決定機関としては、社員全員で構成される社員会有り、年 2 回（5 月、11 月）の定期に、また必要に応じて臨時的に開催され、業務執行状況の報告が行われると共に、法人運営の基本事項及び業務上の重要事項について審議及び決定しております。

特に、5 月開催の定期社員会においては、品質管理委員会及び審査委員会からの報告等を踏まえて、当該事業年度に係る監査の品質管理状況について総括を行っております。

また、品質管理・向上をテーマとして、全社員で構成される品質管理委員会・審査委員会合同会議を原則として隔月に開催し、その時々を生じた課題に適時に対応すると共に、社員間で積極的な意見交換・情報交換を行い、情報・認識の共有化を図っております。

当該合同会議で検討決定された事項については、研修会等を通じて専門要員に浸透させております。

3. 品質管理委員会

当監査法人は、監査事務所としての主に全般的な品質管理事項を担当する品質管理委員会を設置しております。品質管理委員会は、十分な知識、経験、能力を有する社員の中から社員会において選任された品質管理委員で構成されております。必要に応じて品質管理委員会の会議を開催しておりますが、品質管理事項の項目ごとで担当委員の取決めをしております。

品質管理事項の担当としては、規程担当、監査マニュアル担当、教育研修担当、業務管理担当及びモニタリング担当を選任し、各担当委員が品質管理委員会が決定した計画に従い担当業務の執行を行っております。

モニタリングとしては、品質管理のシステムに関する日常的監視及び個別監査業務の定期的な検証を実施しております。品質管理の監視の実施者は、品質管理委員とスタッフにより、品質管理チェックリスト等により品質管理システムの整備状況の適切性及び運用状況の有効性につき評価を行っており、不備な部分があれば早急に適切な是正措置を採ることとしています。

また、専門要員（監査実施者）の機密情報の保持及び取扱いに関しては、情報セキュリティ規程の遵守状況の点検として、自己点検の他、情報セキュリティ管理者による内部監査を実施しており、PC及び電子データ等の取扱いを含め毎期の機密情報保持の確認書・誓約書の徴求と併せて、機密情報保持については万全を期す体制としております。

なお、監査法人のガバナンス・コードの適用状況等の評価については、年1回評価し、社員会に報告し、改善に役立ててまいります。

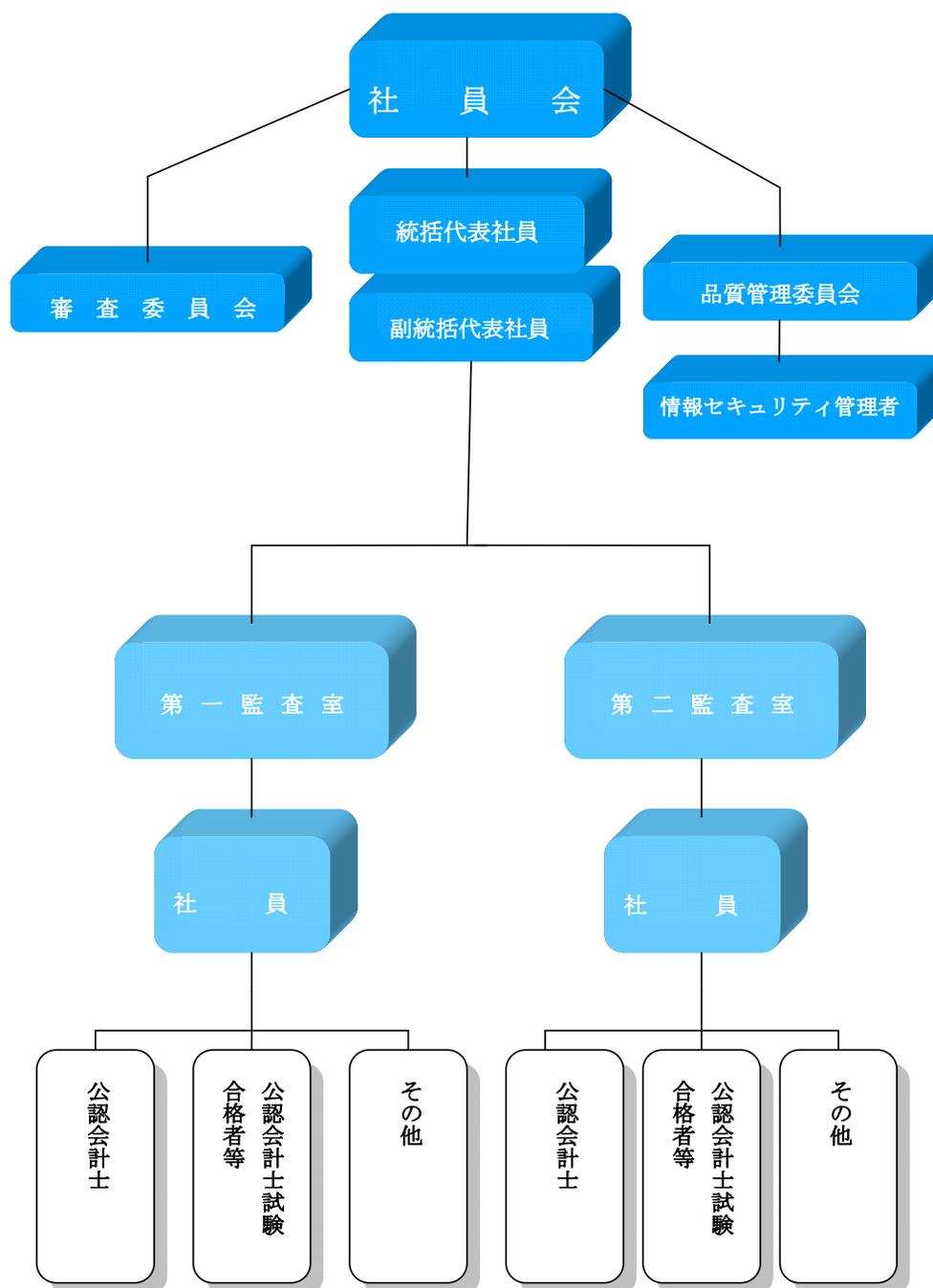
4. 審査委員会

当監査法人においては、監査業務の審査機関として審査委員会を設置しております。審査委員会は、十分な知識、経験、能力を有する社員の中から社員会において選任された審査委員で構成されており、合議制の機関であります。

全ての個別監査業務（四半期レビューを含む。）が審査対象となっており、審査が終了しない限り監査報告書の発行は禁止されております。具体的な対象内容としては監査契約の新規締結、監査チームが行った監査計画並びに監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の形成が審査事項となっており、客観的に評価する方法により実施しております。審査の実施方法としては、重要な事項についての監査責任者（業務執行社員）等との討議、財務諸表や内部統制報告書とその監査報告書案の検討及び監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書の検討により行われます。

ただし、重要案件については、通常審査に加え、社員全員により構成される特別審査会で審議することとしております。

【組織体制図】平成30年3月31日現在



監査 ホットライン

監査法人日本橋事務所のホットラインは、当監査法人の監査業務等に関する情報を収集するための専用の情報受付窓口であり、当監査法人内外から広く情報提供を求め、当監査法人の業務の品質向上を図ることを目的として設置しております。

◆対象となる情報の範囲は、以下のとおりです。◆

- (1) 当監査法人の関与先等の財務情報又は内部統制に関する不正、不当、誤謬、粉飾又は法令違反等、及びこれらが疑われる行為・事実等
- (2) 当監査法人に勤務する社員・職員による不正、不当、法令違反又はそのおそれのある行為・事実等、及びこれらが疑われる行為・事実等
- (3) その他監査業務等において参考となる情報

*** ご連絡先 ***

ホットライン専用 Eメール	hotline@nihombashi.or.jp
郵送宛先	〒103-8283 東京都中央区日本橋 3-2-9 三晶ビル 7階 監査法人日本橋事務所 ホットライン担当者宛

◆ 情報をお寄せいただく際は、下記の点にご留意下さい。 ◆

1. 匿名でも受け付けますが、誹謗中傷や故意による虚偽の通報はご遠慮ください。
2. ご提供いただく情報の内容については、できる限り具体的にご記述ください。

お受けした情報は、担当者の責任において法人内で調査いたしますが、情報に対しての経過または結果についてのお問い合わせについては、回答を行えない場合があります。なお、お受けした個人情報および情報内容等については、不正等に係る調査の目的の範囲内で取り扱い、その他の目的では利用いたしません。